

低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について (東芝環境ソリューション株式会社)



環境省は、平成 29 年 7 月 10 日付けで低濃度ポリ塩化ビフェニル(以下 PCB)廃棄物の無害化処理に係る環境大臣認定を東芝環境ソリューション株式会社に対して行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、低濃度 PCB 廃棄物について高度な技術を用いた無害化処理を行い、または行おうとする者は、環境大臣の認定を受けることができることとされています。この度の認定は、上記事業者からの申請に基づくものです。

(認定取得者)

① 住所、名称、代表者の氏名

神奈川県横浜市鶴見区寛政町 20 番 1 号

東芝環境ソリューション株式会社 代表取締役 増山 宏

② 施設設置場所

千葉県市原市五井海岸 1 番

静岡県富士市横割四丁目 135 番 7

神奈川県川崎市川崎区浮島町 96 番

③ 施設の種類

廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設

PCB 汚染物又は PCB の処理物の洗浄施設

④ 処理を行う廃棄物の種類

イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和 46 年政令第 300 号。以下「法施行令」という。)第 2 条の 4 第 5 号イに規定する廃 PCB 等のうち、電気機器又は OF ケーブル(PCB を絶縁材料として使用した電気機器又は OF ケーブルを除く。)に使用された絶縁油であって、微量の PCB によって汚染されたもの(以下「微量 PCB 汚染絶縁油」という。)が廃棄物となったもの

ロ 法施行令第 2 条の 4 第 5 号ロに規定する PCB 汚染物のうち、微量 PCB 汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの

⑤ 処理の方法 : 分解・洗浄(化学的脱塩素化分解・洗浄法(CDP 洗浄法))

⑥ 処理能力 : 分解・洗浄施設1基につき、変圧器(④に掲げるものに限る。)を最大 1 台/3 日

当社では、絶縁油中の PCB 分析について、今まで多くのお客様からご依頼を頂くと共に、多検体、短納期の体制で行っております。是非お任せ下さい。

資料 平成 29 年 7 月 10 日付 環境省報道発表資料

研究開発箇所 佐野史明